

令和8年5月29日

沖縄県知事 玉城デニー殿

通告者：仲村 寛  
沖縄県那覇市  
連絡先：080-

# 著しく遵法精神の欠落した違法条例運営への抗議 及び意見陳述書提出留保通告

## 1. 通告の趣旨

私は、貴庁が現在進めている、私に対する不利益処分（沖縄県差別のない社会づくり条例第11条第1項に基づく氏名公表処分）に関し、令和8年4月22日付で「意見陳述書（弁明書）提出の留保の通告」を行い、貴庁の手続きにおける行政手続条例上の重大な瑕疵を指摘しました。しかし、貴庁は現在に至るまで、当該適法性の欠如および違法状態を是正することなく、手続きを強行しています。よって、改めてここに貴庁の著しく遵法精神の欠落した違法条例運営に抗議し、手続きの即時適正化および情報の開示がなされない限り、意見陳述書の提出を拒絶することを通告します。

## 2. 抗議及び意見陳述留保の理由

### 第一に、質問権の封殺および防御の機会の剥奪という明白な違法性

貴庁は本件不利益処分にあたり、私に対して弁明の機会を付与したと主張する。しかし、貴庁は当該処分の根拠となる事実や証拠を私に一切提示せず、その開示を求めた公文書開示請求（計13件）に対しても「存否応答拒否（条例第10条）」を繰り返している。処分の対象者にとって、何が処分の根拠であるかを把握し、それに対して具体的に質問を行うことは、自らの権利を守るための不可欠な防御手段である。しかるに貴庁は、私の質問権を実質的に封じ、適切な説明を一切拒絶している。処分の根拠すら示さず、かつ適正な手続き上の対話を遮断したまま「意見陳述書を提出せよ」と強要する手法は、私に保障されるべき憲法上の防御権および行政手続法が要請する反論権を、著しく侵害するものである。これは対話による解決を前提とした行政手続きを放棄した、独裁的な行政権の行使と断じざるを得ない。

### 第二に、適正手続の原則（行政手続条例第28条）の形骸化

処分の根拠を秘匿し、かつ対象者からの正当な質問を黙殺する姿勢は、行政手続条例が定める「適正手続の原則」に対する明白な背信行為である。民主的な法治行政において、行政権の行使は透明性が担保されて初めて正当性を持ち得る。疑問を抱くことさえ許さず、一方的に不利益を



押し付けることは、県民に対し「違法かつ不条理な決定にただ従え」と強要することと同義である。根拠も回答も示されない手続きに意見を述べることは、不当な行為を追認する結果を招くため、これを明確に拒絶する。

### 第三に、処分の適用要件を欠いていること

本条例は、その適用要件として「沖縄県内に居住する本邦外出身者等に対する不当な差別的言動」であることを求めている。しかし、私の表現活動は歴史的事実の言及や社会情勢に対する意見表明であり、特定の個人や団体を対象とした差別的言動には該当しない。いかなる法理的根拠をもって本件を条例の要件に該当すると判断したのか、その客観的根拠は一切示されていない。行政権の行使には全県民が納得し得る客観的根拠を提示する義務がある。根拠なき断罪を強行することは行政権の著しい濫用であり、説明責任を放棄した極めて不当な姿勢である。

### 第四に、「実名公表」を「啓発」と称する行政の欺瞞について

貴庁は裁判において、本件氏名公表処分を「不利益処分ではない（単なる周知・啓発活動である）」と主張している。しかし、これが詭弁であることは明白である。実名公表は個人の社会的信用を著しく毀損し、社会的制裁を伴う実質的な不利益処分である。「不利益処分ではない（＝法的強制力がない）」と主張しながら、実際には期限を設定し、弁明を求め、それを怠れば一方的に公表を強行するというプロセスは、強制力のないはずの「啓発」に、過剰かつ威圧的な権力を行使する矛盾した対応である。実名公表を「啓発」と強弁し、適正手続きの回避を図り、恣意的な条例運用をするための詭弁であることは明らかであり、県民の言論の自由を奪うものである。断固として抗議する。

## 3. 法的措置の警告

貴庁が、上記の手続き上の瑕疵（特に質問権の封殺と説明責任の放棄）を是正することなく、また客観的根拠を提示することなく、本件氏名公表処分を強行した場合には、当該決定に関与した公務員個人および決裁権者に対し、以下の法的措置を即時執行する。

- **刑事告訴**： 職権濫用罪（刑法第 193 条）および名誉毀損罪による刑事告訴。
- **損害賠償請求**： 国家賠償法に基づく、当該決定に関与した公務員個人に対する不法行為責任の追及。

貴庁の決定権者および実務担当者は、本通知をもって、自らの行為が個人的な法的責任を伴う違法行為であることを事前に認識したものとみなす。

以上、本件処分を強行することは貴庁の公的な信頼を根本から損なう行為であると警告する。直

ちに違法な手続きを停止し、誠実な情報開示および質問への回答を行うことを強く要求する。

以上